

# 令和4年第3回九戸村議会定例会

令和4年9月16日（金）

午前10時 開議

## ◎議事日程（第4号）

- |       |               |  |
|-------|---------------|--|
| 日程第1  | 議案第22号        | 令和4年度九戸村一般会計補正予算(第7号)  |
| 日程第2  | 議案第11号        | 令和3年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第3  | 議案第12号        | 令和3年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第4  | 議案第13号        | 令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第5  | 議案第14号        | 令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第6  | 議案第15号        | 令和3年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第7  | 議案第16号        | 令和3年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第8  | 議案第17号        | 令和3年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第9  | 議案第18号        | 令和3年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第10 | 議案第19号        | 令和3年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第11 | 議案第20号        | 令和3年度九戸村水道事業会計決算認定について   |
| 日程第12 | 議案第21号        | 令和3年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて                                       |
| 日程第13 | 令和4年<br>請願第2号 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願                    |
| 日程第14 | 令和4年<br>請願第3号 | 5～11歳の子供たちへの新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と子どもたち、若者たちへの新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願 |
| 日程第15 | 令和4年<br>請願第4号 | 保育園・小学校・中学校での児童・生徒のマスク着用に関する請願   |
| 日程第16 | 令和4年<br>請願第5号 | 感染症対策としてワクチン接種の政策評価及び公表等に関する請願   |
| 日程第17 | 令和4年<br>請願第6号 | 新型コロナワクチン接種時のインフォームド・コンセント(十分な説明と同意)のガイドライン策定に関する請願                            |
| 日程第18 | 令和4年<br>請願第7号 | 新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定解除を国へ求める意見書提出の請願  |
| 日程第19 | 令和4年<br>陳情第7号 | 委員会の閉会中の継続審査の件について   |

- 日程第 20 発議第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書
- 日程第 21 総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 22 産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 23 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

◎出席議員（12人）

1番	古 舘	巖	君	7番	保大木	信 子	君
2番	川 戸	茂 男	君	8番	岩 渕	智 幸	君
3番	坂 本	豊 彦	君	9番	渡	保 男	君
4番	大 崎	優 一	君	10番	山 下	勝	君
5番	中 村	國 夫	君	11番	桂 川	俊 明	君
6番	久 保	えみ子	君	12番	櫻 庭	豊太郎	君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山	裕 康	君				
副	村	長	伊 藤	仁 君				
教	育	長	岩 渕	信 義 君				
総	務	課	長	杉 村	幸 久 君			
I J U	戦	略	室	主	幹	川 原	憲 彦 君	
会	計	管	理	者	大 向	一 司 君		
兼	税	務	住	民	課	長		
保	健	福	祉	課	長	浅 水	涉 君	
産	業	振	興	課	長	中 奥	達 也 君	
地	域	整	備	課	長	関 口	猛 彦 君	
教	育	次	長	坂	野	上	克 彦 君	
地	域	整	備	課	主	幹	上 村	浩 之 君
兼	水	道	事	業	所	長		

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	大久保	勝 彦
主			任	山 本	猛 輝

◎開議の宣告（午前 10 時 02 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程に入る前に報告いたします。

9 月 16 日付けで村長から別紙の長提出追加議案一覧表のとおり、追加議案 1 件の送付がありました。

議案は、お手元に配布のとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎議案第 22 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、議案第 22 号「令和 4 年度九戸村一般会計補正予算(第 7 号)」を議題といたします。

これから提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（杉村幸久君） それでは、追加提案させていただきます議案第 22 号「令和 4 年度九戸村一般会計補正予算(第 7 号)」につきまして、ご説明申し上げます。

令和 4 年度九戸村一般会計補正予算(第 7 号)は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,151 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 8,864 万 6,000 円とするものでございます。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」によります。

令和 4 年 9 月 16 日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2 ページが「第 1 表 歳入歳出予算補正」

の歳入となっております。

19 款繰入金、基金繰入金を 571 万 7,000 円。22 款村債、1 項村債を 1,580 万円。歳入合計で 2,151 万 7,000 円の増とするものでございます。

3 ページが同じく歳出となります。

3 款民生費、2 項児童福祉費を 36 万 8,000 円。8 款土木費、4 項住宅費を 2,114 万 9,000 円。歳出合計 2,151 万 7,000 円増とするものでございます。

4 ページが「第 2 表 地方債補正」でございます。

今回、変更ということで、過疎対策事業の中の住宅整備事業債を 1,580 万円増額しております。次ページ以降が歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

明細書の 3 ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、19 款繰入金として、財政調整基金繰入金を 571 万 7,000 円。それから 22 款の村債は、先ほど申しましたとおり、住宅整備事業債を 1,580 万円それぞれ増額しております。

めくっていただきまして、4 ページの歳出になりますが、まず 3 款 2 項 1 目児童福祉総務費につきましては、令和 3 年度に児童一人当たり 10 万円を給付しました子育て世帯等臨時特別支援事業に係る国庫補助金の精算による返還金で、今回新規の補正となります。

次に、8 款 4 項 2 目住宅建設費になりますが、共同住宅整備事業に係る既存建物の解体工事費と給水工事費に関し追加が見込まれる費用分につきまして、増額計上するものとなります。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 22 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号「令和 4 年度九戸村一般会計補正予算(第 7 号)」は、原案のとおり可決されました。

---

◎決算審査特別委員会委員長の報告・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第2、議案第11号「令和3年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第11、議案第20号「令和3年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案10件を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました各議案は、9月9日の会議において、決算審査特別委員会を設置し、付託したものであります。審査が終わり、報告書が提出されております。

審査結果について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、川戸茂男君の登壇を許します。

（決算審査特別委員長 川戸茂男君登壇）

- 決算審査特別委員長（川戸茂男君） 決算審査特別委員会の審査結果について、ご報告申し上げます。

ただ今、議題となりました議案第11号「令和3年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第20号「令和3年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案10件は、慎重なる審査の結果、すべての議案について、「原案のとおり認定すべきもの」と決定されました。

なお、議案第13号「令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」及び議案第16号「令和3年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の議案2件に対しましては、反対の討論がありました。

その旨、併せて報告をし、本委員会に付託されました事件についての審査結果報告といたします。

（決算審査特別委員長 川戸茂男君降壇）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑は、省略いたします。

これから、日程第2、議案第11号「令和3年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第11、議案第20号「令和3年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案10件について、順次、討論、採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

議案10件は、順次、討論、採決いたします。

---

◎議案第11号の討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 最初に、日程第2、議案第11号「令和3年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号「令和3年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎議案第12号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第3、議案第12号「令和3年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「令和3年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎議案第13号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第4、議案第13号「令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「議長、6番」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、久保えみ子君

○6番(久保えみ子君) 私は、議案第13号「令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場で討論します。

後期高齢者医療保険制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に

困り込んで負担増と差別を押し付ける悪法です。

2008 年の制度導入後、すでに 4 回にわたる保険料値上げが強行されました。際限のない保険料値上げと差別医療のこの制度が高齢者を苦しめています。医療費の重すぎる窓口負担に高齢者が悲鳴を上げています。

70 歳から 74 歳の窓口負担を 2 割に引き上げる改悪を 2014 年度に実行に移しました。さらに、今年 10 月から 75 歳以上の高齢者の窓口 1 割負担が 2 割負担に引き上げられてしまいます。

このように高齢者の医療費負担が増やされ続ける制度でしかありません。元の老人保健制度に戻し、保険料や窓口負担を軽減し、高齢者が安心して医療が受けられる体制にしていくべきです。

今の後期高齢者医療保険制度のあり方が問題だと考えます。

このことから、議案第 13 号「令和 3 年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、反対します。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 13 号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立する。）

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第 13 号「令和 3 年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第 14 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 5、議案第 14 号「令和 3 年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 14 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）



○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号「令和 3 年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎議案第 15 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第 6、議案第 15 号「令和 3 年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 15 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号「令和 3 年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎議案第 16 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 7、議案第 16 号「令和 3 年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「議長、6 番」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6 番、久保えみ子君

○6 番（久保えみ子君） 私は、議案第 16 号「令和 3 年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場で討論します。

索道事業は、一般会計から毎年、多額の繰り入れをしています。このままでは良いとは思いません。村の財政規模を踏まえて、今のやり方でこの事業は本当に良いのか、あり方について、抜本的に十分な検討を求めて、反対討論とします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 16 号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者が起立する。)

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第 16 号「令和 3 年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎議案第 17 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第 8、議案第 17 号「令和 3 年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 17 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号「令和 3 年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎議案第 18 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第 9、議案第 18 号「令和 3 年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 18 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号「令和 3 年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎議案第 19 号の討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第 10、議案第 19 号「令和 3 年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 19 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号「令和 3 年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎議案第 20 号の討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第 11、議案第 20 号「令和 3 年度九戸村水道事業会計決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 20 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号「令和 3 年度九戸村水道事業会計決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

◎議案第 21 号の質疑・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 12、議案第 21 号「令和 3 年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 21 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号「令和 3 年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

◎令和 4 年請願第 2 号から請願第 7 号までの委員長報告・一括質疑

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 13、令和 4 年請願第 2 号「教職員定数改善と義務教育費国庫制度負担率引き上げをはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願」から日程第 18、令和 4 年請願第 7 号「新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定解除を国へ求める意見書提出の請願」までの 6 件を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました各請願の審査は、9 月 5 日の会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したものであります。

審査が終わり、報告書が提出されております。

審査の結果について、それぞれ所管の常任委員長から報告を求めます。

令和 4 年請願第 2 号「教職員定数改善と義務教育費国庫制度負担率引き上げをはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願」について、総務教育常任委員長、中村國夫君の登壇を許します。

（総務教育常任委員長 中村國夫君登壇）

○総務教育常任委員長（中村國夫君） ただ今、議題となりました令和 4 年請願第 2 号「教職員定数改善と義務教育費国庫制度負担率引き上げをはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願」の審査の結果について、ご報告いたします。

審査の結果、「採択とすべきもの」と決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました請願についての審査結果報告といたします。

（総務教育常任委員長 中村國夫君降壇）

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、令和 4 年請願第 3 号「5～11 歳の子供たちへの新型コロナウイルスワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と子どもたち、若者たちへの新型コロナウイルスワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願」から令和 4 年請願第 7 号「新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定解除を国へ求める意見書提出の請願」の 5 件について、産業民生常任委員長、川戸茂男君の登壇を許します。

(産業民生常任委員長 川戸茂男君登壇)

○産業民生常任委員長(川戸茂男君) ただ今、議題となっております令和4年請願3号から令和4年請願第7号までの審査の結果について、ご報告いたします。

令和4年請願第3号「5～11歳の子供たちへの新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と子どもたち、若者たちへの新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願」、令和4年請願第4号「保育園・小学校・中学校での児童・生徒のマスク着用に関する請願」、令和4年請願第5号「感染症対策としてワクチン接種の政策評価及び公表等に関する請願」、令和4年請願第6号「新型コロナワクチン接種時のインフォームド・コンセント(十分な説明と同意)のガイドライン策定に関する請願」、令和4年請願第7号「新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定解除を国へ求める意見書提出の請願」。以上5件の請願について、審査の結果、いずれも「不採択とすべきもの」と決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました請願についての審査結果報告といたします。

(産業民生常任委員長 川戸茂男君降壇)

○議長(櫻庭豊太郎君) それぞれ委員長の報告が終わりました。

これから、令和4年請願第2号から令和4年請願第7号までの6件について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第13、令和4年請願第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫制度負担率引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願」から令和4年請願第7号「新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定解除を国へ求める意見書提出の請願」までの請願6件について、順次、討論、採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

請願6件は、順次、討論、採決いたします。

---

◎令和4年請願第2号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 最初に、日程第13、令和4年請願第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和4年請願第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

この請願に対する委員長の報告は、「採択」であります。

この請願は、委員長の報告のとおり「採択」と決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、令和4年請願第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願」は、委員長の報告のとおり「採択」とすることに決定いたしました。

---

◎令和4年請願第3号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第14、令和4年請願第3号「5～11歳の子供たちへの新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と子どもたち、若者たちへの新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「議長、10番」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、本請願を採択することに反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、本請願を採択することに賛成者の発言を許します。

(「議長、10番」の声あり。)

○10番(山下 勝君) 事前に討論の申請をしておりませんでした。申し訳ございません。

付託された委員会での「不採択」ということでしたけれども、十分な内容について議論が不十分だったのではないかなというふうに思いますので、賛成の立場で意見を申します。

○議長(櫻庭豊太郎君) ほかに討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和4年請願第3号について、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、「不採択」であります。

令和4年請願第3号を「採択」とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者が起立をする。)

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

起立少数であります。

したがって、令和4年請願第3号「5～11歳の子供たちへの新型コロナワクチン接種の「努力義務」規定の撤回と子どもたち、若者たちへの新型コロナワクチン接種の即時中止を国へ求める意見書提出の請願」は、「不採択」とすることに決定いたしました。

---

◎令和4年請願第4号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第15、令和4年請願第4号「保育園・小学校・中学校での児童・生徒のマスク着用に関する請願」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「議長、10番」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、本請願を採択とすることに反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、本請願を採択とすることに賛成者の発言を許します。

(「議長、10番」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） 先ほどと同様、内容を十分に議論した上で採択すべきと考えます。以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和4年請願第4号について、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、「不採択」であります。

令和4年請願第4号を「採択」とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者が起立をする。)

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

起立少数であります。

したがって、令和4年請願第4号「保育園・小学校・中学校での児童・生徒のマスク着用に関する請願」は、「不採択」とすることに決定いたしました。

---

◎令和4年請願第5号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第16、令和4年請願第5号「感染症対策としてワクチン接種の政策評価及び公表等に関する請願」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「議長、10番」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、本請願を採択とすることに反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、本請願を採択とすることに賛成者の発言を許します。

（「議長、10番」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） 先ほどと同様、内容を十分に議論し、採択すべきと考えます。以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和4年請願第5号について、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、「不採択」であります。

令和4年請願第5号を採択とすることに、賛成の方は起立願います。

（賛成者が起立をする。）

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

起立少数であります。

したがって、令和4年請願第5号「感染症対策としてワクチン接種の政策評価及び公表等に関する請願」は、「不採択」とすることに決定いたしました。

---

◎令和4年請願第6号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第17、令和4年請願第6号「新型コロナワクチン接種時のインフォームド・コンセント（十分な説明と同意）のガイドライン策定に関する請願」について、討論を行います。

討論ありませんか。



(「議長、10番」の声あり。)

- 議長(櫻庭豊太郎君) 討論がありますので、これから討論を行います。  
まず、本請願を採択とすることに反対者の発言を許します。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長(櫻庭豊太郎君) 次に、本請願を採択とすることに賛成者の発言を許します。

(「議長、10番」の声あり。)

- 議長(櫻庭豊太郎君) 10番、山下 勝君  
○10番(山下 勝君) 請願第6号についても同じく内容を十分に議論し、採択すべきと考えます。以上です。  
○議長(櫻庭豊太郎君) ほかに討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、令和4年請願第6号について、採決いたします。  
この採決は、起立によって行います。  
令和4年請願第6号を採択とすることに、賛成の方は起立願います。

(賛成者が起立をする。)

- 議長(櫻庭豊太郎君) ご着席願います。  
起立少数であります。  
したがって、令和4年請願第6号「新型コロナワクチン接種時のインフォームド・コンセント(十分な説明と同意)のガイドライン策定に関する請願」は、「不採択」とすることに決定いたしました。

---

◎令和4年請願第7号の討論・採決

- 議長(櫻庭豊太郎君) 日程第18、令和4年請願第7号「新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定解除を国へ求める意見書提出の請願」について、討論を行います。  
討論ありませんか。

(「議長、10番」の声あり。)

- 議長(櫻庭豊太郎君) 討論がありますので、これから討論を行います。  
まず、本請願を採択とすることに反対者の発言を許します。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長(櫻庭豊太郎君) 次に、本請願を採択とすることに賛成者の発言を許します。

(「議長、10番」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 10番、山下 勝君

○10番(山下 勝君) 請願第7号につきましても、この2年半の現状を鑑み、十分に内容を精査して採択すべきと考えます。以上です。

○議長(櫻庭豊太郎君) ほかに討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

令和4年請願第7号を採択とすることに、賛成の方は起立願います。

(賛成者が起立をする。)

○議長(櫻庭豊太郎君) ご着席願います。

起立少数であります。

したがって、令和4年請願第7号「新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定解除を国へ求める意見書提出の請願」は、「不採択」とすることに決定いたしました。

ここで、議事運営上、10分間休憩をいたします。

休憩(午前10時54分)

---

再開(午前11時08分)

◎委員会の閉会中の継続審査の件について

○議長(櫻庭豊太郎君) 会議を再開いたします。

日程第19、「委員会の閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

令和4年陳情第7号について、産業民生常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎発議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第20、発議第1号「教職員定数改善と義務教育費国

庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、総務教育常任委員長、中村國夫君の登壇を許します。

(総務教育常任委員長 中村國夫君登壇)

- 総務教育常任委員長（中村國夫君） ただ今、議題となりました「発議第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書」について、朗読して提案説明といたします。

発議第1号。令和4年9月16日。九戸村議会議長 櫻庭豊太郎 様。

提出者 九戸村議会総務教育常任委員会 委員長 中村國夫。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げをはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により、提出するものでございます。

提案理由でございますが、将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要であり、ゆたかな子どもたちの学びが保障されるよう教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求めるため、国会並びに国の関係機関に意見書を提出しようとするものであります。これが、この発議案を提出する理由となります。

1枚、めくっていただきます。

発議案、本文でございます。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率引き上げをはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細やかな教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

萩生田元文科大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、学級編制基準に基づいた定数内配置や育児休暇・病休者などの代替措置などが未充足であるなど、慢性的な教員不足により教材研究や授業準備に支障をきたしています。

また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より細やかな指導が必要とされていますが、その対応のための人員は十分に配置されておりません。

新型コロナウイルス感染症対策にともなう新たな業務も教職員の多忙化に輪をかけています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員の

増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は、国が果たすべき役割です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

#### 記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。
- 2 自治体で、国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月16日。岩手県九戸村議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣でございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

(総務教育常任委員長 中村國夫君降壇)

○議長(櫻庭豊太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の

引き上げをはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書」は、原案のとおり可決されました。

---

◎総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 21、「総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」、議題といたします。

総務教育常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、村内外の教育施設等の視察調査並びに所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 22、「産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」、議題といたします。

産業民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、村内外の産業公共施設や保育施設等の視察調査、並びに所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 23、「議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」、議題といたします。

議会広報常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、議会広報紙の発行及び広聴に関する事務、並びに所管事務

について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第24、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について」、議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎閉議の宣告

○議長(櫻庭豊太郎君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長(櫻庭豊太郎君) 以上をもちまして、令和4年第3回九戸村議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

閉会(午前11時23分)